

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第52期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 （さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号） 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 （千葉市中央区新田町1番1号） 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 （横浜市中区太田町1丁目8番地） 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目3番31号） 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 （大阪市中央区本町3丁目5番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第2四半期連結 累計期間	第52期 第2四半期連結 累計期間	第51期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	114,384	104,476	223,828
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	6,611	386	4,180
四半期 (当期) 純利益又は四半期 純損失 ( ) (百万円)	6,764	796	4,623
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,372	1,138	2,741
純資産額 (百万円)	193,896	190,152	191,278
総資産額 (百万円)	4,342,771	4,237,502	4,273,775
1株当たり四半期 (当期) 純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 ( ) (円)	13.28	1.17	7.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	2.49	-	1.80
自己資本比率 (%)	4.4	4.4	4.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,609	18,114	13,283
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,850	8,113	19,257
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	53,131	18,685	1,729
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (百万円)	144,504	135,692	108,031

回次	第51期 第2四半期連結 会計期間	第52期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.30	3.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。
3. 第51期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第52期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5. 第52期第1四半期連結会計期間より潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月に発生した東日本大震災の影響により停滞していた生産活動は回復基調にあり、個人消費についても持ち直しの動きが見られるものの、欧州の債務問題、米国の景気後退懸念等による急激な円高や株価低迷が長期化するなど先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましても、昨年に完全施行されました改正貸金業法の個人借入に対する総量規制の影響が続くなど、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のなか、当社におきましては、平成19年4月よりスタートさせました中期経営計画の最終年度として、これまで取り組んでまいりましたビジネスモデル・収益モデル改革を完成させ、事業収益の拡大に向け尽力するとともに、生産性の向上による更なるコスト圧縮に注力してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前年同期比99億円減の1,044億円となりました。

これは、改正貸金業法の影響による融資収益の減収が主因であります。

また、融資以外の事業収益につきましても、カードショッピングは順調に推移し引き続き増収となっているものの、個品割賦は第1四半期において東日本大震災の影響を受け減収となったことにより、上半期において前年を若干下回る結果となりました。しかしながら、個品割賦につきましては、第2四半期以降は、回復傾向となっております。

各事業別の状況としまして、個品割賦のオートローンにつきましては、特に第1四半期における震災等の影響による新車販売の減少、中古車販売市場の低迷により減収となりましたが、第2四半期では取扱高は着実に増加してきております。また、ショッピングクレジットにつきましても、震災等の影響によるオール電化市場の冷え込みにより、住宅リフォームの取扱高は減少し減収となりましたが、オートローン同様に、第2四半期以降、取扱高は回復傾向にあります。

一方、カードショッピングにつきましては、一昨年の10月に募集を開始し、当社の主力カードとなっております「エディオンカード」の会員数が220万人を超え、稼働率も高く取扱高が大きく伸長し全体を牽引したことに加え、リボ残高も増加したことにより増収となっております。

また、金融機関に対する保証業務につきましても、株式会社みずほ銀行に加え、その他の金融機関に対しても新商品の開発や利用促進に向けた取り組みを強化したことにより、保証残高は増加し増収となりました。

営業費用につきましては、前年同期比29億円減の1,048億円となりました。

一般経費は、「エディオンカード」の発券ペースの落ち着きに伴い先行コストが減少したことに加え、コスト構造改革の更なる進展により削減することができました。また、貸倒関係費は、不良債権の発生は引き続き低水準で推移するものの、東日本大震災の影響等により全体としては前年並みの水準となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、3億円の経常損失、7億円の四半期純損失となりました。

## (2) 主な事業の状況

事業収益は1,011億円（前年同期比8.8%減）であり、以下に記載しております。

### （参考資料）事業収益の事業別内訳

事業	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間	前年同期比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	417	393	5.8
カード・融資 （内、カードショッピング）	456 (126)	384 (147)	15.8 (16.4)
銀行保証	155	158	2.3
その他	79	74	6.7
計	1,108	1,011	8.8

### 個品割賦事業

オートローンにつきましては、東日本大震災直後の生産活動停滞に起因する在庫不足等が影響し、第1四半期の自動車販売は新車・中古車ともに低調に推移しましたが、第2四半期に入り、生産活動の正常化に伴い回復基調に転じております。

このような状況のなか、当社におきましては、エコカー市場への取組強化やお客さまニーズに対応した自由返済型商品、個人向けオートリース保証商品等を引き続き推進してきたことにより、第1四半期では前年実績を下回ったものの、第2四半期はほぼ前年並みの水準に回復してきております。

ショッピングクレジットにつきましては、引き続き重点分野として取組強化を図ってまいりました学費分野は増収となりましたが、震災による影響を受けた住宅リフォーム分野については、取扱高が減少し減収となりました。

学費分野につきましては、みずほフィナンシャルグループ及び伊藤忠商事とのアライアンスの活用に加え、既存提携校からの紹介もあり、近畿大学や東海大学などの総合大学や医科・歯科大学との提携に至っており、引き続き取扱高が拡大しております。

一方、住宅リフォーム分野につきましては、電力供給不安に伴うオール電化ローンの落ち込みに加え、部材供給の停滞や設置工事の遅れにより太陽光ローンが伸び悩んだことが影響し、取扱高は前年を下回りました。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、393億円（前年同期比5.8%減）となりました。

### カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、一昨年10月に募集を開始し、当社の主力カードとなっております「エディオンカード」の会員数が220万人を超え、稼働率も高く取扱高は大きく伸長しております。また、地上デジタル放送への移行に伴う消費者ニーズの取り込み等もあり、カードショッピング全体の取扱高は前年同期比10%強伸長し、増収となっております。

また、ご利用の後から返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや一度の申し込みでそれ以降のお支払いが自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスを引き続きご利用いただいた結果、リボ残高は増加しております。

一方で、新たな提携カードとして「TカードプラスPhoto」の募集開始を9月にリリースしました。これは、お客さまの大切なペットの写真をカード券面に全面印刷出来るカードで、新たな顧客層の獲得が期待できるカードとなっております。引き続き、魅力溢れるクレジットカードを提供し、新規会員獲得に努めてまいります。

融資につきましては、法改正による個人貸付における総量規制の影響が大きく、融資残高は減少し融資収益は減収となりましたが、DMやアウトバウンド等による施策効果も徐々に現れ、第2四半期に入り月次の取扱高が増加基調に転じております。

今後は、総量規制の影響等が一巡することに加え、引き続き、既存会員向けプロモーションを推進する一方で、総量規制の例外貸付である個人事業者向カードローン「CREST for Biz」をはじめとする小規模事業者向け融資商品を推進するなど、新たな会員獲得にも注力し、融資残高減少の歯止めに努めてまいります。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、147億円（前年同期比16.4%増）となりましたが、融資の事業収益は、236億円（前年同期比28.2%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益としましては、384億円（前年同期比15.8%減）となりました。

#### 銀行保証事業

金融機関に対する保証業務につきましては、株式会社みずほ銀行に対する保証商品である「みずほ銀行カードローン」におきまして、優良顧客向けに極度額の引き上げ等を実施した効果もあり、残高が着実に増加しております。

また、株式会社みずほコーポレート銀行とのアライアンスの活用による一般金融機関との新規提携に加え、新商品の開発や利用促進に向けた取組強化により保証残高は着実に積み上がっており、全体として増収基調を維持しております。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、158億円（前年同期比2.3%増）となりました。

#### その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや営業代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化や内部統制強化に努めるなど、堅実な事業展開を図ってまいりました。

しかしながら、依然として厳しい経済環境のなか、その他事業における事業収益は、74億円（前年同期比6.7%減）となりました。

#### (3) 財政状態の分析

資産の状況につきましては、資産合計は前連結会計年度の4兆2,737億円から362億円減少し、4兆2,375億円となりました。これは主に、信用保証割賦売掛金が減少したことによるものであります。

負債の状況につきましては、負債合計は前連結会計年度の4兆824億円から351億円減少し、4兆473億円となりました。これは主に、信用保証買掛金が減少したことによるものであります。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の1,912億円から11億円減少し、1,901億円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の残高は、1,356億円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動による資金の増加は、181億円(前年同期比317億円の収入増)となりました。これは、主に売上債権の減少によるものであります。

また、当第2四半期連結累計期間において債権流動化により調達した資金は、849億円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動による資金の減少は、81億円(前年同期比27億円の収入増)となりました。これは、主に無形固定資産(ソフトウェア)の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の増加は、186億円(前年同期比344億円の支出増)となりました。これは、主にコマーシャル・ペーパーの発行によるものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	681,922,418	681,922,418	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,5
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,5,6,9
第一回J種優先株式 (注)1	145,000,000	145,000,000	同上	(注)2,4,5,7,8
計	966,922,418	966,922,418	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、(注)7(4)に記載しております。

3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

4. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が500株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更したものであります。また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

5. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

## (1) 優先株主配当金

## 優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%×  
122÷365＋2.75%×243÷365

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋2.75%

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

#### 優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

#### 非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### 参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

#### (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得すると引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（a1×b÷365+a2×c÷365）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）



(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

7. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主（以下「J種優先株主」という。）又はJ種優先株式の登録株式質権者（以下「J種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「J種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「J種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「J種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =  $\frac{\text{J種優先株主が取得の請求をしたJ種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 八．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

## 二．交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

## (5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

## (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

## (7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

## 8．J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

## (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

## (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

## 9．発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対して有する株式会社みずほコーポレート銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月29日
-------	------------

新株予約権の数(個)	670
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	335,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年8月26日～平成43年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 38,000円 資本組入額 500株につき 19,000円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</li> <li>・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</li> <li>・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

	<p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年7月1日(注)	普通株式 70	普通株式 681,922 優先株式 285,000	2	150,002	2	836

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

## (6) 【大株主の状況】

普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	313,809	32.45
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	190,764	19.72
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	111,165	11.49
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	13,450	1.39
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	8,848	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,989	0.82
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.80
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	0.79
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	7,675	0.79
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	0.79
計	-	676,833	69.99

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%) (注)1
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	321,528	23.59
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	177,330	13.01
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	162,618	11.93
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	26,900	1.97
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	17,697	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,978	1.17
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	15,564	1.14
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	15,350	1.12
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	15,350	1.12
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	15,350	1.12
計	-	783,665	57.50

(注)1. 総株主の議決権については、「1. 株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

2. 普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式ごとの大株主の状況は、以下のとおりであります。  
普通株式 平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	160,764	23.57
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	88,665	13.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	81,309	11.92
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	13,450	1.97
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	8,848	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,989	1.17
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	1.14
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	1.12
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	7,675	1.12
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	1.12
計	-	391,833	57.46

## 第一回I種優先株式

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	140,000	100.00

## 第一回J種優先株式

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	92,500	63.79
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	30,000	20.68
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	22,500	15.51
計	-	145,000	100.00

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 145,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,500	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 681,342,000	1,362,684	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 474,918	-	(注)1, 3
発行済株式総数	966,922,418	-	-
総株主の議決権	-	1,362,684	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。

また、議決権の数は、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個を含めて記載しております。

3. 1単元(500株)未満の株式であります。

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	55,500	-	55,500	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	105,500	-	105,500	0.01

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	108,340	96,056
受取手形及び売掛金	1,747	1,806
割賦売掛金	<sup>1</sup> 861,574	<sup>1</sup> 839,933
信用保証割賦売掛金	2,620,326	2,590,951
資産流動化受益債権	<sup>2</sup> 392,149	<sup>2</sup> 370,796
事業貸付金	793	716
保証事業債権	354	294
販売用不動産	1,448	1,449
その他のたな卸資産	<sup>3</sup> 1,319	<sup>3</sup> 1,085
その他	<sup>2</sup> 332,089	368,216
貸倒引当金	250,306	235,476
流動資産合計	4,069,837	4,035,830
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	113,836	113,214
<b>無形固定資産</b>		
のれん	690	625
その他	58,633	61,119
無形固定資産合計	59,324	61,744
投資その他の資産	30,777	26,712
固定資産合計	203,938	201,672
資産合計	4,273,775	4,237,502

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	279,324	276,528
信用保証買掛金	2,620,326	2,590,951
保証事業債務	354	294
短期借入金	83,455	111,885
1年内返済予定の長期借入金	358,909	340,153
未払法人税等	1,022	810
賞与引当金	3,449	3,408
事業整理損失引当金	23	23
割賦利益繰延	19,087	18,869
その他	238,394	273,736
流動負債合計	3,604,348	3,616,662
固定負債		
社債	267	239
長期借入金	408,572	364,712
退職給付引当金	12,638	13,249
役員退職慰労引当金	47	32
ポイント引当金	4,453	4,568
利息返還損失引当金	41,087	27,349
資産除去債務	269	257
負ののれん	571	81
その他	10,241	20,198
固定負債合計	478,148	430,688
負債合計	4,082,497	4,047,350
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,002
資本剰余金	834	836
利益剰余金	45,695	44,890
自己株式	40	29
株主資本合計	196,490	195,699
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	137	138
繰延ヘッジ損益	869	968
為替換算調整勘定	6,673	6,874
その他の包括利益累計額合計	7,680	7,981
新株予約権	19	25
少数株主持分	2,449	2,407
純資産合計	191,278	190,152
負債純資産合計	4,273,775	4,237,502

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業収益</b>		
<b>事業収益</b>		
信販業収益	106,015	96,291
その他の事業収益	4,863	4,810
<b>事業収益合計</b>	110,879	101,102
金融収益	257	298
その他の営業収益	3,247	3,074
<b>営業収益合計</b>	114,384	104,476
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	98,436	96,292
金融費用	9,113	8,402
その他の営業費用	221	167
<b>営業費用合計</b>	107,772	104,862
営業利益又は営業損失( )	6,611	386
経常利益又は経常損失( )	6,611	386
特別利益		
投資有価証券売却益	388	-
投資有価証券割当益	185	-
<b>特別利益合計</b>	574	-
特別損失		
有形固定資産除却損	69	46
役員退職慰労金	251	-
投資有価証券評価損	109	36
その他	68	-
<b>特別損失合計</b>	499	83
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	6,686	469
法人税、住民税及び事業税	610	603
法人税等調整額	637	238
法人税等合計	27	364
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	6,714	834
少数株主損失( )	49	37
四半期純利益又は四半期純損失( )	6,764	796

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	6,714	834
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	339	1
繰延ヘッジ損益	388	98
為替換算調整勘定	614	204
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,342	304
四半期包括利益	5,372	1,138
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,428	1,097
少数株主に係る四半期包括利益	56	41

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	6,686	469
減価償却費	7,183	7,618
貸倒引当金の増減額( は減少)	16,142	14,829
賞与引当金の増減額( は減少)	40	66
退職給付引当金の増減額( は減少)	267	596
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	15,887	13,738
受取利息及び受取配当金	124	104
支払利息	8,535	7,920
売上債権の増減額( は増加)	27,216	78,193
たな卸資産の増減額( は増加)	229	233
仕入債務の増減額( は減少)	8,291	32,664
割賦利益繰延の増減額( は減少)	2,031	218
その他の資産の増減額( は増加)	159	1,857
その他の負債の増減額( は減少)	7,499	7,909
その他	1,194	296
小計	4,339	26,122
利息及び配当金の受取額	245	200
利息の支払額	8,474	7,575
法人税等の支払額	1,041	633
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,609	18,114
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	814	1,614
定期預金の払戻による収入	-	1,566
有形及び無形固定資産の取得による支出	11,037	9,556
投資有価証券の取得による支出	10	-
投資有価証券の売却による収入	1,550	1,272
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	600
その他	537	380
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,850	8,113
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	26,041	28,430
コマーシャル・ペーパーの純増減額( は減少)	64,200	40,900
長期借入れによる収入	156,019	125,838
長期借入金の返済による支出	140,049	188,454
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,058	1,927
セール・アンド・リースバックによる収入	-	13,927
少数株主への配当金の支払額	2	-
その他	65	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,131	18,685
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,324	1,026
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	27,347	27,660
現金及び現金同等物の期首残高	117,157	108,031
現金及び現金同等物の四半期末残高	144,504	135,692

## 【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年9月30日)

## 1 株当たり当期純利益に関する会計基準

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。これによる前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に与える影響は軽微であります。

## 【追加情報】

当第2四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年9月30日)

## 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,948,746百万円です。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。</p> <p>3. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額</p> <p style="padding-left: 40px;">商品及び製品 1,274百万円</p> <p>4. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが24百万円含まれております。</p> <p>5. 保証債務 3,840百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>6. 受取手形割引高 60百万円</p>	<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第2四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,892,946百万円です。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。</p> <p>3. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額</p> <p style="padding-left: 40px;">商品及び製品 1,054百万円</p> <p>4. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが6百万円含まれております。</p> <p>5. 保証債務 3,527百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>6. 受取手形割引高 71百万円</p>

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																																																												
<p>1. 信販業収益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">12,688百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">16,264百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td style="text-align: right;">42,218百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">33,295百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,547百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">106,015百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">2,694百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">8,644百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">21,823百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">33,162百万円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">35,483百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">15,982百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,833百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,277百万円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,207百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	12,688百万円	個別信用購入あっせん収益	16,264百万円	信用保証収益	42,218百万円	融資収益	33,295百万円	その他	1,547百万円	計	106,015百万円	包括信用購入あっせん収益	2,694百万円	個別信用購入あっせん収益	8,644百万円	融資収益	21,823百万円	計	33,162百万円	貸倒引当金繰入額	35,483百万円	従業員給料及び手当	15,982百万円	退職給付費用	1,833百万円	賞与引当金繰入額	3,277百万円	ポイント引当金繰入額	2,207百万円	<p>1. 信販業収益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">14,770百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">17,447百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td style="text-align: right;">38,858百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">23,861百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,352百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">96,291百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">3,266百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">9,574百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">13,149百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">25,990百万円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">35,549百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">15,091百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,841百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,246百万円</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,223百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	14,770百万円	個別信用購入あっせん収益	17,447百万円	信用保証収益	38,858百万円	融資収益	23,861百万円	その他	1,352百万円	計	96,291百万円	包括信用購入あっせん収益	3,266百万円	個別信用購入あっせん収益	9,574百万円	融資収益	13,149百万円	計	25,990百万円	貸倒引当金繰入額	35,549百万円	従業員給料及び手当	15,091百万円	退職給付費用	1,841百万円	賞与引当金繰入額	3,246百万円	ポイント引当金繰入額	2,223百万円
包括信用購入あっせん収益	12,688百万円																																																												
個別信用購入あっせん収益	16,264百万円																																																												
信用保証収益	42,218百万円																																																												
融資収益	33,295百万円																																																												
その他	1,547百万円																																																												
計	106,015百万円																																																												
包括信用購入あっせん収益	2,694百万円																																																												
個別信用購入あっせん収益	8,644百万円																																																												
融資収益	21,823百万円																																																												
計	33,162百万円																																																												
貸倒引当金繰入額	35,483百万円																																																												
従業員給料及び手当	15,982百万円																																																												
退職給付費用	1,833百万円																																																												
賞与引当金繰入額	3,277百万円																																																												
ポイント引当金繰入額	2,207百万円																																																												
包括信用購入あっせん収益	14,770百万円																																																												
個別信用購入あっせん収益	17,447百万円																																																												
信用保証収益	38,858百万円																																																												
融資収益	23,861百万円																																																												
その他	1,352百万円																																																												
計	96,291百万円																																																												
包括信用購入あっせん収益	3,266百万円																																																												
個別信用購入あっせん収益	9,574百万円																																																												
融資収益	13,149百万円																																																												
計	25,990百万円																																																												
貸倒引当金繰入額	35,549百万円																																																												
従業員給料及び手当	15,091百万円																																																												
退職給付費用	1,841百万円																																																												
賞与引当金繰入額	3,246百万円																																																												
ポイント引当金繰入額	2,223百万円																																																												



## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 146,456百万円	現金及び預金 96,056百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,951百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 355百万円
現金及び現金同等物 144,504百万円	流動資産のその他に含まれる短期貸付金 39,991百万円
	現金及び現金同等物 135,692百万円

## (株主資本等関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)
	個品割賦 (百万円)	カード・融資 (百万円)	銀行保証 (百万円)	計 (百万円)		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	41,793	45,603	15,525	102,922	7,957	110,879
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	4,275	4,275
計	41,793	45,603	15,525	102,922	12,232	115,155
セグメント利益	30,578	23,788	7,412	61,779	921	62,700

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

## 2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

## 個品割賦事業

個別信用購入あっせん収益 16,264百万円

信用保証収益 25,528百万円

## カード・融資事業

包括信用購入あっせん収益 12,688百万円

融資収益 32,915百万円

## 銀行保証事業

信用保証収益 15,525百万円

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（百万円）
報告セグメント計	61,779
「その他」の区分の利益	921
全社費用等（注）	52,295
その他	3,792
四半期連結損益計算書の営業利益	6,611

（注）全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 （百万円） （注）1	合計 （百万円）
	個品割賦 （百万円）	カード・融資 （百万円）	銀行保証 （百万円）	計 （百万円）		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	39,382	38,409	15,889	93,681	7,421	101,102
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	3,955	3,956
計	39,382	38,409	15,889	93,681	11,377	105,059
セグメント利益	29,189	15,678	8,492	53,359	397	53,757

（注）1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

個品割賦事業

個別信用購入あっせん収益 17,447百万円

信用保証収益 21,934百万円

カード・融資事業

包括信用購入あっせん収益 14,770百万円

融資収益 23,638百万円

銀行保証事業

信用保証収益 15,889百万円

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（百万円）
報告セグメント計	53,359
「その他」の区分の利益	397
全社費用等（注）	50,742
その他	3,401
四半期連結損益計算書の営業損失（ ）	386

（注）全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額( )	13円28銭	1円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	6,764	796
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半 期純損失( )(百万円)	6,764	796
普通株式の期中平均株式数(千株)	509,337	681,811
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利 益金額 (注)	2円49銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	2,208,183	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益金額の算定に含 めなかった潜在株式で、前連結会計年度末 から重要な変動があったものの概要	算定に含めなかった潜在株式及び変 動はありません。	第一回J種優先株式 (発行価額の総額145,000百万円) 詳細は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載してお ります。 平成22年7月29日取締役会決議によ る新株予約権方式のストック・オブ ション (新株予約権の数 690個) (普通株式 345,000株) (行使価額 1円) 平成23年7月29日取締役会決議によ る新株予約権方式のストック・オブ ション (新株予約権の数 670個) (普通株式 335,000株) (行使価額 1円)

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成23年10月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社オートリ(コード番号：3411 大阪証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成23年10月31日より本公開買付けを開始しております。

なお、本公開買付けについては、平成23年10月28日開催の対象者の取締役会においても、賛同を表明する旨の決議がなされております。

(1) 買付け等の目的

対象者は、大正8年3月に大鳥織布株式会社として設立され、織布販売事業の操業を開始いたしました。我が国の繊維産業の成長とともに発展・拡大をし、昭和37年には大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。第1次石油ショック後は、繊維業界の構造的な不況要因を克服すべく、住宅開発事業等の非繊維分野に事業を展開するなかで、割賦事業を通じて住宅開発関連企業と幅広く提携関係にあり、全国的営業拠点を有する当社との提携が対象者の業績進展に大きく資するとの判断により、平成2年3月に当社に対する第三者割当増資を実施したことに伴い当社グループに加入いたしました。

以降、繊維、住宅開発に加え、新規事業領域への果敢な取組みにより収益基盤の強化を図ってまいりました。具体的には、平成9年4月からは当社からの受託業務をメインとするクレジット周辺業務受託を開始、平成19年4月には事業譲受によりパーキング事業に参入、また同年同月には株式会社甲南チケットを買収しリセール事業を拡大し、さらに平成21年3月には日本ホテルファンド株式会社を買収しファクタリング事業に参入しております。現在は、当社の主要な連結子会社として、業務受託事業、パーキング事業、リセール事業、ファクタリング事業等を主な柱とし、各事業間のシナジー効果を実現すべく、各事業間の連携を図っております。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境は急速に変化を続けており、ビジネスモデルの変化による業務受託事業の受託減、衣料品の低価格化による繊維事業の縮小等を他事業の強化によりカバーしきれず、また、販売用不動産の評価損を計上したことなどから、対象者は平成23年3月期連結会計年度において359百万円の営業損失を計上し、2期連続で営業損失を計上しております。また、対象者は、固定資産売却損及び事業撤退損を特別損失に計上し460百万円の当期純損失を計上したことから3期連続での当期純損失を計上しております。

平成24年3月期においても、東日本大震災の影響によるファクタリング事業における旅行クーポンの取扱減少等、引き続き事業環境は厳しく、営業損失を計上することが見込まれており、収益体質の改善が急務となっております。なお、対象者は平成23年10月28日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成24年3月期の連結業績予想の修正を行っております。

このような状況を解消すべく、対象者は収益力の強化を図るため、全社的なコスト削減、リセール事業の店舗別採算の検証による収益性向上等、様々な施策に取り組んでおりますが、先行き不透明な経済状況や今後の競争環境次第によっては、対象者単独では当該状況の解消が困難になる可能性もあります。

以上のような状況認識に基づき、当社と対象者は、対象者の属する業界を取り巻く厳しい環境下において対象者の業績基盤の改善を図るとともに、当社グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制を構築することにつき平成23年9月頃より検討・協議を進めてまいりました。その結果、当社は、対象者にとりましては、短期的な業績の変動に左右されることなく、中長期的な視点に立脚して抜本的に事業内容を見直すことが必要であり、当社の完全子会社とした上で、対象者のコア事業とノンコア事業を明確化し、当社グループ内でのシナジー効果を高めることを視野に入れた検討を行い、上場維持コストの削減効果とあわせて、対象者の収益体質の改善を進めることが最適であると判断し、平成23年10月28日に本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

また、当社にとりましても、対象者の完全子会社化により、グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制が構築できるとともに、グループ全体として管理・間接部門のコスト削減効果も期待できるものと考えております。

## (2) 対象者の概要

名称：株式会社オートリ

所在地：大阪市中央区本町3丁目5番7号

代表者の役職・氏名：代表取締役社長 江藤 克己

事業内容：業務受託事業、パーキング事業、リセール事業、ファクタリング事業、その他事業

資本金の額：6,064,688千円（平成23年3月31日現在）

設立年月日：大正8年3月10日

## (3) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

## (4) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成23年10月31日（月曜日）から平成23年12月13日（火曜日）まで（30営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (5) 買付け等の価格

普通株式1株につき金62円

## (6) 買付予定の株券等の数

買付予定数（株）	買付予定数の下限（株）	買付予定数の上限（株）
21,587,257	-	-

（注）1．本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

2．本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

3．買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の数の最大の数に記載しております。当該最大の数とは、対象者が平成23年8月12日に提出した第127期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数（50,020,000株）から、対象者が平成23年7月29日に公表した平成24年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（13,743株）及び提出日現在における公開買付者が保有する株式数（28,419,000株）を控除した株式数（21,587,257株）であります。

4．単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

## (7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	28,419個	（買付け等前における株券等所有割合 56.83％）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,922個	（買付け等前における株券等所有割合 11.84％）
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,587個	（買付け等後における株券等所有割合100.00％）
対象者の総株主等の議決権の数	49,933個	

- (注) 1. 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,587,257株)に係る議決権の数を記載しております。
2. 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等(対象者が保有する自己株式及び特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有株式(対象者の保有する自己株式を除きます。)についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。
3. 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年8月12日に提出した第127期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主等の議決権の数であります。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(50,020,000株)から、対象者が平成23年7月29日に公表した平成24年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(13,743株)を控除した株式数(50,006,257株)に係る議決権の数(50,006個)を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。
4. 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(8) 買付代金

1,338百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,587,257株)に、1株当たりの買付価格(62円)を乗じた金額であります。

(9) 決済の開始日

平成23年12月20日(火曜日)

(10) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、対象者を完全子会社とする方針であり、本取引により、対象者の発行済株式のすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得する予定であります。

当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式のすべて(当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、当社が対象者の発行済株式のすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの完了後、当社は、対象者が会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じであります。)の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じであります。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定であります。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定であります。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であります。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項が付されたうえで、そのすべて（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であります。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、提出日現在において未定であります。当社が対象者の発行済株式のすべて（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を当社の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。その他、対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたいずれも予定であります。

当社は、原則として平成24年2月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しておりますが、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者が、当社と協議のうえ、決定次第、速やかに公表する予定であります。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者の株式の保有状況又は当社以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式のすべて（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなることを予定しており、その場合に当社以外の対象者の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であります。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示する予定であります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。



(11) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は対象者の発行済株式のすべて（対象者が保有する自己株式は除きます。）を保有することを企図しており、本公開買付けの成立後に、上記「（10）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根津 昌史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年10月28日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社オートリの普通株式を公開買付けにより取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。